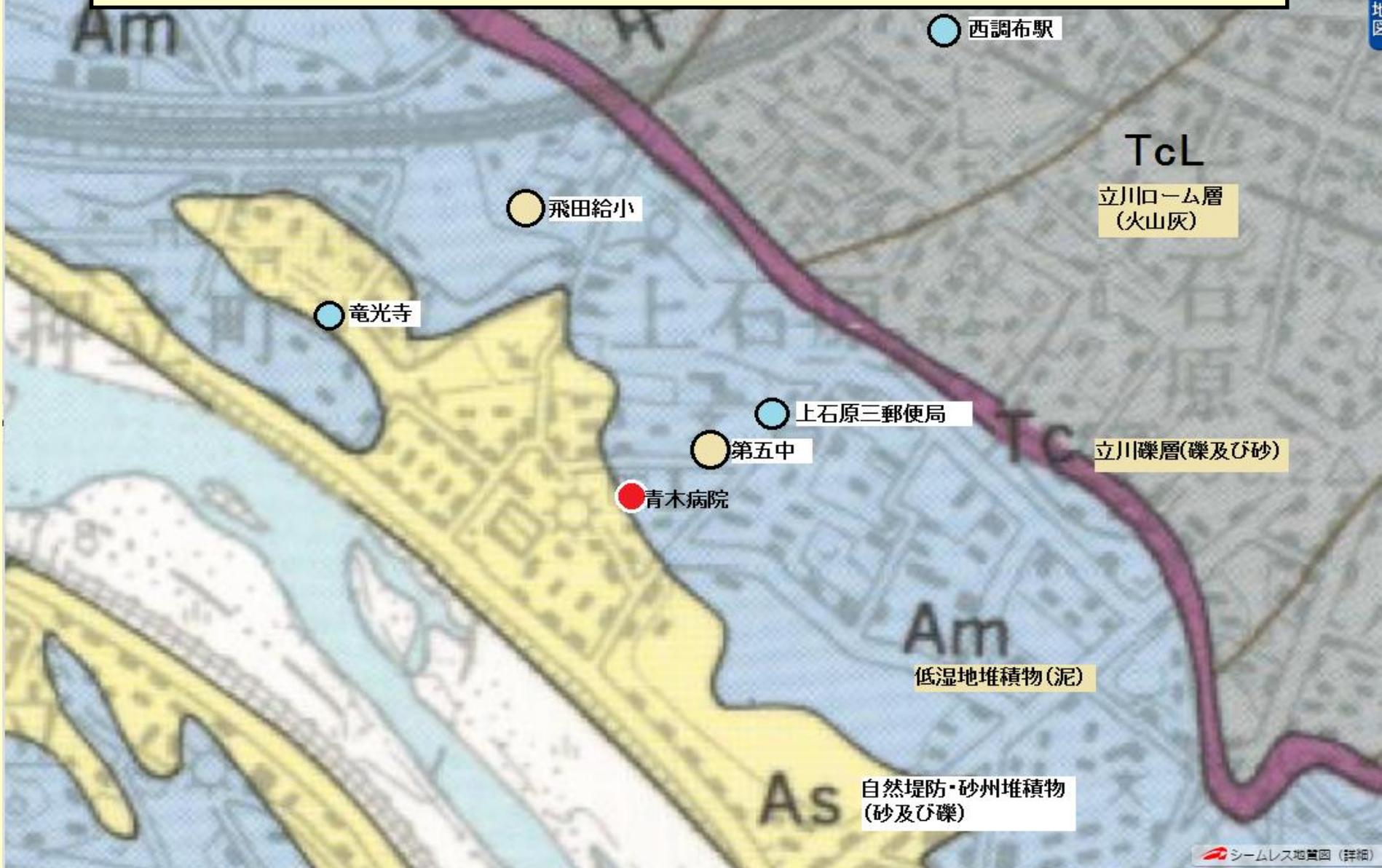
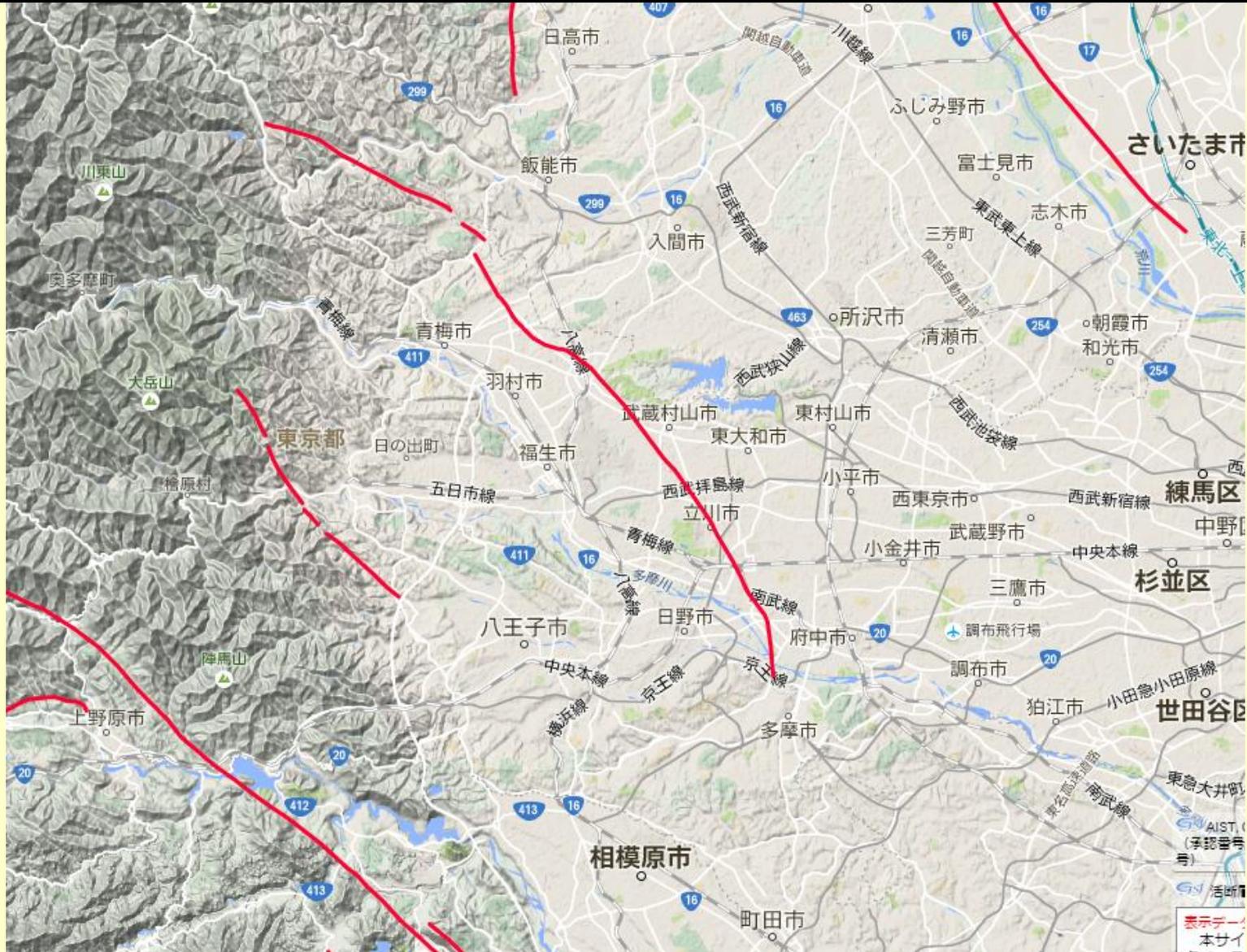


上石原地区地質図 (地質図Naviから)



<https://gbank.gsj.jp/geonavi/geonavi.php#latlon/10,35.54053,139.98114>

付近の活断層について



立川断層について(1)

- ①平成25(2013)年、断層面が東京都瑞穂町狭山神社敷地内で発見された。地層の放射性炭素の年代から14-15世紀以降に地震が発生したという結果が得られ、東大地震研助教の石山達也はしばらくは活動しないのではないかという評価を述べた。変位は上下より水平方向が大きく、横ずれ断層の可能性が高いという。この他に過去1万年以内に1回以上の地震が起こっていたことも判明した。

立川断層について(2)

- ②平成27(2015)年5月に立川市で開かれた講演会で、東京大学地震研究所の佐藤比呂志教授により平成24年からの3年間の立川断層の調査結果が報告された。それまで33kmと推定されていた断層のうち確認されたのは瑞穂町箱根ヶ崎の12kmで、立川市内には存在しないと結論づけた。

避難所では援助を受けられるが、避難所には行かずに自宅に留まった場合、マンションではどの様にしたら良いのか

- ①避難所は、通常、住居が壊れて住めない人が、一時的に避難するところです。
 - ②練馬区では、住民の約2割弱が収容可能。
 - ③しかし、避難所の環境を知ることが重要です。
 - ④マンション等の耐震建築物に住んでいる方は「在宅避難」をするのが賢明です。
- ※ 在宅避難ができるように準備をする必要があります。(災害対策のカナメ)

少し前までは「自助・共助・公助」といっていたが、最近では「公助」を言わなくなったようだが、理由は何か

- ① はっきりしたことは、分かりません
- ② 一説によると
3.11の東北大震災の時、地方自治体そのものが大被害を受けたので、このような場合、公助は期待出来ません。
- ③ 平成25年の「災害対策基本法」の改正では、従来以上に「自助」と「共助」に力点が置かれています。

- 地震が起きたら「まず玄関ドアを開けろ」と聞いたことがあるが、そう言われるようになった具体例などがあれば教えてほしい。
- 他にも普段から(災害が起きる前から)実行しておいた方がよい行動等があれば、教えてほしい

※ 昔から言われています。逃げ道を確保することがポイント

※ 講義で述べてことを参考にして下さい。

- マンションにおける共助とは、どうすれば良いのか
- 他のマンションでの取組等が判れば、紹介をして下さい

- どこでも悩んでいる問題ですが、妙案はないようです。

※ 最悪な状態を考慮すると……

- ① 市役所が壊滅して公助が全く期待出来なくなったら？
- ② 自助でできる範囲は？ 自助の限界は？
- ③ 協力し合ったら、何ができるだろうか？
- ④ 協力しなければ、絶対にできないことは？
- ⑤ ただし、何でもかんでもやらないこと(重点や焦点を絞ること)
(絶対のやらないといけないこと何か？ それを確実にやる)

・初期消火 ・救助と救出 ・籠城作戦の遂行

あるマンションでは避難訓練をやった際、三ヶ所ある階段の内「手すり」が設置されている階段は一か所だけということが判明した(避難訓練をやって初めて判った)。後日、残り二か所にも「手すり」を設置した。

その他にもこの様な具体的な改善例があれば教えてほしい

- ① 自分達の町で、危険なところは何処でしょう？
何が危険なのか現地・現物で確認する。
- ② 防災訓練は、不具合事項や問題点を発見するための手段。
- ③ うちのエレベーターは、非常用の電源が使えるか？

あるマンションでは避難訓練をやった際、三ヶ所ある階段の内「手すり」が設置されている階段は一か所だけということが判明した(避難訓練をやって初めて判った)。後日、残り二か所にも「手すり」を設置した。

その他にもこの様な具体的な改善例があれば教えてほしい

- ① 自分達の町で、危険なところは何処でしょう？
何が危険なのか現地・現物で確認する。
- ② 防災訓練は、不具合事項や問題点を発見するための手段。
- ③ うちのエレベーターは、非常用の電源が使えるか？

要援護者の個人情報収集し、リスト化することが大変困難です。災害発生時に自治会(またはマンション)として避難行動の支援をする、または安否確認をするにもどの家庭に要援護者がいるか把握ができません。

良い事例の紹介、または対応策やアドバイスを頂きたい

- ① 市役所の担当者に相談することが重要です。
- ② そのためには、
 - ・困難である原因を突きとめる必要があります。
 - ・また、「災害時要援護者支援制度」についても確認する必要があります。
 - ・登録対象者はどのような方々かも確認する必要があります。
- ③ これは、地道にやるしかないと思います。